

一般車両識別用フラッグ

背景：当現場は原石運搬を、46t 級重ダンプトラックに積み込み、現場内の所定の場所まで運搬している。工事用道路に十分な広さがあれば、重ダンプと一般車両の走路を分離したい。

しかしながら、当現場は工事用道路を分離できる程広くないので、全ての車両が共通の工事用道路を通行せざるを得ない状況である。

目的：重ダンプトラックの操縦席からの視界は非常に死角が多く、一般車両との接触の危険性が高い。そこで、重ダンプの操縦席から連絡車等の位置が確認し易くなる様に、一般車両にフラッグを取り付けている。

当現場では重ダンプ走路進入の際、フラッグを付けていない車は、企業体職員が運転する物であっても進入不可である。

オペレーター曰く、「旗がついていると、遠近関わらず、どこにいるかわかり易いので、あると良い。」という話も聞いた。

重ダンプのそう操縦席からの写真



注：一般車両とは、連絡車・材料運搬車等の重ダンプを除いた車両とする